



島根県報

平成16年12月28日 (金)
号外 第 135 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の (環境政策課)
一部を改正する規則

公布された条例等のあらまし

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則 (規則第 112号)

1 規則の概要

- (1) 第二種特定製品引取業廃業等届出書及び第二種フロン類回収業廃業等届出書の様式を廃止することとした。(第2条・様式第2号・様式第3号関係)
- (2) 身分証明書の様式を廃止することとした。(第3条・様式第4号関係)

2 施行期日

平成17年1月1日から施行することとした。

規 則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成16年12月28日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第112号

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則 (平成14年島根県規則第5号) の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「第一種フロン類回収業者等」を「第一種フロン類回収業者」に改め、同条第1項中「様式第1号」を「別記様式」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第3条を削る。

様式第1号を別記様式とする。

様式第2号から様式第4号までの様式を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 使用済自動車の再資源化等に関する法律 (平成14年法律第87号) 附則第19条に規定する第二種特定製品については、

この規則による改正前の特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律施行細則第 2 条及び第 3 条の規定並びに様式第 2 号から様式第 4 号までの様式は、なおその効力を有する。